川口市告示第713号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、令和7年度及び令和8年度において、川口市が締結する建設工事の請負並びに設計、調査及び測量の業務、土木施設維持管理の業務の委託等の契約の競争入札等に参加するための資格並びにその申請方法等を川口市契約に関する規則(昭和39年規則第14号)第2条第1項及び第3条第1項の規定に則り定めたので、施行令第167条の5第2項及び第167条の11第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和 7年10月 1日

川口市長 奥ノ木 信夫

1 申請できない者

次のいずれかに該当する者は申請できない。

- ・特別な理由がある場合を除き、施行令第167条の4第1項(同令第167条の11第1項について準用する場合を含む。)の規定により、入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- ・施行令第167条の4第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の 規定により、市の競争入札に参加させないこととされた者。
- ・国税(法人の場合は「法人税」、「消費税」及び「地方消費税」、個人事業者の場合は「所得税」、「消費税」及び「地方消費税」)について未納がある者。
- ・市税(法人の場合は「法人市民税」、「特別徴収分の個人市民税」、「固定資産税(都市計画税を含む)」、「事業所税」、「軽自動車税」及び「使用料、違約金、損害賠償請求金等本市が保有する債権」、個人事業者の場合は「個人市民税」、「特別徴収分の個人市民税」、「固定資産税(都市計画税を含む)」、「事業所税」、「軽自動車税」、「国民健康保険税」及び「使用料、違約金、損害賠償請求金等本市が保有する債権」)について、直近5年分に未納がある者。
- ・建設工事の請負及び土木施設維持管理の委託において、健康保険、厚生年金保険、雇用保険の 3保険(以下「社会保険等」という。)の全部又はいずれかに未加入のものがある者。(法令の 規定により社会保険等への加入が適用除外となっている場合を除く。)
- ・暴力団等(川口市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員等及び川口市の締結する 契約からの暴力団排除措置に関する要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者、暴力団関係 業者)との関係を有している者。
- ・経常建設共同企業体(経常JV)として資格審査を受けようとする者。
- ・建設工事の請負において、申請する建設業の種類(以下「業種」という。)について、建設業法 (昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可及び建設業法第27条の23第 1項の規定による経営に関する客観的事項の審査(以下「経営事項審査」という。)を受けてい ない者。
- ・測量の業務について、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録 を受けていない者。
- ・建築関連コンサルタント業務のうち建築意匠を申請する場合、建築士法(昭和25年法律第2

- 02号)第23条第1項の規定による登録を受けていない者。
- ・前に掲げる事項のほか、許可、認可又は登録等(以下「登録等」という。)を営業の要件とする 業務について、登録等を受けていない者。

2 入札参加資格の有効期間

令和8 (2026) 年3月1日から令和9 (2027) 年3月31日までの2年間

3 資格審查基準日

○建設工事

申請日現在、有効な経営事項審査の総合評定値通知書(以下「通知書」という。)の審査基準日 (通知書が複数ある場合は、最新のもの)を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、 別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

○設計・調査・測量、土木施設維持管理

申請日前直近の決算日(決算手続きが終了している日付のもの)を審査基準日とする。ただし、各提出書類について、別に定める基準日がある場合はこれに従うものとする。

4 申請の方法・期間

申請には2種類あり、申請方法、申請期間が異なる。

- 【新規申請】…申請日現在、「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」のいずれの 業務においても、埼玉県電子入札共同システム(入札に参加するための競争入札参 加資格申請の手続きや、入札に関する一連の手続きを、事業所のパソコンからイン ターネットを通じて行うことができるシステム、以下「システム」という。)に登録 がなく、新たに登録を希望する事業所がする申請
- 【追加申請】…申請日現在、「建設工事」、「設計・調査・測量」、「土木施設維持管理」のいずれかの業務において、システムに登録があり、今回、自治体や業務等の追加を希望する事業所がする申請
- 申請方法:「5 提出書類」の手引に掲げる共通書類及び自治体別書類のうち、申請内容に応じた必要書類(以下「申請書類」という。)により、市長に申請するものとする。なお、全ての申請書類は、原則埼玉県事業者申請ポータルにアップロードする方法により埼玉県総務部入札審査課共同受付窓口(工事)(以下「共同受付窓口」という。)に提出するものとし、共通書類は、共同受付窓口への提出をもって、市長に申請したものとみなす。埼玉県事業者申請ポータルでの提出が難しい場合は、共同受付窓口あてにメール又は郵送にて提出するものとする。

申請期間:【新規申請】

令和7年11月4日(火)から11月21日(金)まで(消印有効)

【追加申請】

令和7年11月4日(火)から11月28日(金)まで(消印有効)

5 提出書類

「令和7・8年度建設工事請負等競争入札参加資格審査申請の手引第3回申請(新規・追加)用」 を参照のうえ、必要書類を漏れなく提出すること。

提出先: 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県 総務部 入札審査課 審査担当(工事)あて

6 入札参加資格における業種・業務区分 業種・業務区分は、次表に揚げるとおりとする。

【区分表】

(建設工事)

土木工事業	建築工事業	大工工事業
左官工事業	とび・土工工事業	石工事業
屋根工事業	電気工事業	管工事業
タイル・れんが・ブロック工事業	鋼構造物工事業	鉄筋工事業
舗装工事業	しゅんせつ工事業	板金工事業
ガラス工事業	塗装工事業	防水工事業
内装仕上工事業	機械器具設置工事業	熱絶縁工事業
電気通信工事業	造園工事業	さく井工事業
建具工事業	水道施設工事業	消防施設工事業
清掃施設工事業	解体工事業	

・申請できる業種は、主たる営業所と代理人を置く事業所を合計して5業種までとする。また、 5業種以内であっても、他の事業所が申請した業種を、重ねて申請はできない。

(設計・調査・測量)

測量	建築関連コンサルタント	地質調査
補償コンサルタント	建設コンサルタント	その他

・法人(個人事業者の場合は事業主)の代理人として申請できるのは5名までとする。また、他 の事業所が申請した業務を、重ねて申請はできない。

(土木施設維持管理)

道路	河川
苑地	下水道

・法人 (個人事業者の場合は事業主) の代理人として申請できるのは1名までとする。また、他

の事業所が申請した業務を、重ねて申請はできない。

7 入札参加資格における等級区分

- ○建設工事
 - 資格審査基準日における経営事項審査の総合評定値により、等級の区分を行う。
- ○設計・調査・測量、土木施設維持管理 等級の区分は行わない。
- ※等級区分の方法(各等級における数値区分)は、令和7年4月1日以降に告示された各等級の 基準に基づき、決定する。
- ※中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づく事業協同組合及び企業組合並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律第185号)に基づく協業組合が官公需適格組合の算出方法の特例を希望する場合は、官公需適格組合資格審査数値計算表により総合評定値を定める。
- ※関係法令の改正等により書類の取扱いに変更が生じた場合には、それに応じた取扱いをするものとする。

8 その他

- ・競争入札参加資格の審査結果については、システム上により通知する。
- ・資格審査終了後、参加資格を付与した申請者の情報は、建設工事入札参加資格者名簿、設計・ 調査・測量入札参加資格者名簿及び土木施設維持管理入札参加資格者名簿(以下「入札参加資 格者名簿」という。)に登載し、令和8年3月1日以降に川口市ホームページで公開する。
- ・入札参加資格者名簿に登載されている情報は、川口市の事業に必要な場合、所管する課・機関 へ提供することがある。
- ・申請の受理後に、登録内容の変更(代表者や代理人の変更等)があった場合は、入札参加資格 者名簿が有効となる令和8年3月1日以降、変更の届出を行うこととする。なお、申請受付期 間終了後及び入札参加資格者名簿登載後に申請内容に変更が生じた場合も同様とする。
- ・市長は、必要があると認める場合には、この告示に定めるもののほか、資格審査をしたものに 対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。
- ・市長は、市税等納付状況調査等同意に基づき、申請時及び資格の有効期間中、経営の規模及び 状況に関わり、関係公簿等の調査を行う。
- ・この審査申請手続きは、川口市が締結する契約の競争入札等に参加する資格を付与するための ものであり、川口市の各課・機関が所管する各個別事業への参加登録をするものではないので、 それらへの参加登録については、各事業所管課・機関に確認すること。
- ・その他、申請書類の作成上の注意事項等の詳細は、「令和7・8年度建設工事請負等競争入札参加資格審査申請の手引 第3回申請(新規・追加)用」による。